

作成年月日	令和3年12月1日
作成部局	県土整備部住宅建築局
課室名	住宅政策課

## 空家等活用促進特別区域に関する条例骨子案のパブリックコメント

### — 全国初の空家特区条例の制定 —

#### 1 背景・目的

県では、転出超過が年々増加しており、人口対策が急務となっています。また、人口減少に連動する形で県内の空家数も年々増加しており、平成30年時点で約36万戸の空家が存在し、地域活力、居住環境及び地域経済に影響を及ぼしています。

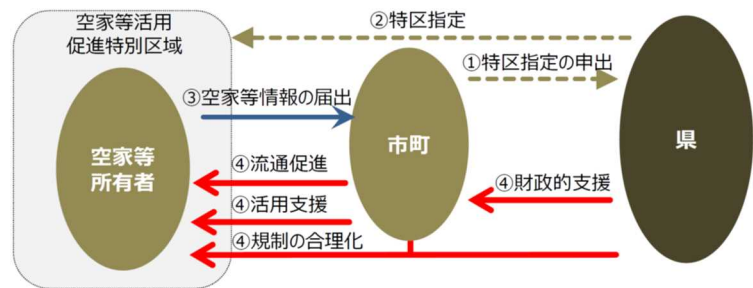
ポストコロナ社会における働き方の多様化や地方回帰の流れを捉え、規制緩和等を行うことにより、これらの空家を移住・定住及びワーケーションや二地域居住による交流の促進の受け皿として有効活用していくことが必要です。

このため、空家等の活用及び流通を特に促進する必要がある区域を対象に、規制緩和や、空家等の届出制度を活用した流通促進、活用支援等を規定した条例を制定し、民間投資を促進するとともに、空家等を活用した移住促進や地域の活性化を図ります。

#### 2 制度概要

##### (1) 制度の仕組み

市町が、空家等の活用及び流通を特に促進する必要がある区域について、「空家等活用促進特別区域」（以下「特区」という。）の指定を県に申し出て、県が指定します。



##### (2) 特区内における主な施策の概要

###### ア 規制緩和

特区内の市街化調整区域の空家等について、カフェやホテル等への用途変更を認めるといった都市計画法の規制緩和等を行うことにより、市街化調整区域の空家等や土地の利用を促進します。

###### イ 流通促進

特区内の空家等所有者は市町に空家等情報を届け出る必要があります。市町はその情報を基に、宅地建物取引業団体やNPO等の民間活力を活用して空家等の流通促進を図ります。

###### ウ 活用支援

県は、特区内において、必要な財政上の措置等を講じることにより、空家等の活用及び流通を促進します。

#### 3 今後のスケジュール（予定）

- (1) パブリックコメント：令和3年12月2日（木）から12月22日（水）まで
- (2) 公布：令和4年3月下旬
- (3) 施行：令和4年4月1日

【問合せ先】 県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅政策班 TEL 078-362-3583